

gTLDにおける商標権保護に関してICANNにおいて施行中、及び検討中の種々の施策を「.jp」に適用することの是非

(1) Sunriseとは、Trademark Clearinghouse(以下TCと略)に登録されている商標権者が、当該gTLDの運用が開始される前に優先的にドメイン名を登録できる期間を設けるものである。

削除: 一般登録より前に

これに関しては、「.jp」はすでに稼働しているので、Sunriseを改めて行うことは意味を成さず、検討の対象外であり、適用の余地がない。

削除: 適用できないとの結論に達した

(2) Trademark Claimsとは、申請ドメイン名がTCに登録されている商標と完全一致する場合、登録者及び該当する商標権者へ通知が送られるサービスである。

UDRP, JP-DRPなど、ドメイン名空間における従来の権利保護の仕組みが事後的な審査であったことに比べ、Trademark Claimsは事前審査の仕組みであり、本検討委員会において検討する価値が充分であると認識された。しかしながら、検討の結果、以下の諸理由により、導入は非現実的であるとの結論に達した。

- ICANNが予定している TCは世界中の国の商標を対象としているが、「.jp」のドメイン名登録者は日本に居住する商標権者等であることが多く、ICANNのTCをそのまま使うことは、使い勝手が悪く適切でないと考えられる。

削除: の対して

削除: JPドメイン名は日本居住要件を課し、日本における商標権等を保護対象としているので、

ICANNのTCの利用許諾条件の面から考えても、JPドメイン名用に使うことがうまくできるとは考え難い。

削除:

- 日本独自のTCが必要となるが、ICANNのTCがすべての新gTLDで共有して使うのに比べて著しく効率が落ち、レジストリ側の負担が過重になることが考えられ、メリットに見合わない。

- TCに商標を登録する側から見ても、「.jp」だけのために料金を払うことはメリットに見えないと考えられる。

- JPドメイン名の登録件数、紛争件数をICANNのgTLDの登録総件数、紛争総件数を比較すれば、JP独自のTCの有用性は極めて低いと考えざるを得ない。

削除: - 既存のJPドメイン名登録者と、Trademark Claims採用後の登録者に不公平感が出る。

- Trademark Claimsは本来、新規に運用を開始することを想定しているところ、「.jp」は既に運用を開始しており、Trademark Claims採用後の登録者のみが当該サービスを受けられることになり、既存のJPドメイン名登録者との間で不公平感が出る。

- 主要な日本の企業は既に「.jp」下にドメイン名を確保しており、TCが提供する完全一致の情報がどれだけ有効か疑問である。

(3) Uniform Rapid Suspension(URS)とは、商標権を侵害するドメイン名に対して、UDRPよりも迅速に対応できる手段として策定されたシステムである。

UDRPが係争中のドメイン名に対してレジストラでの現状変更禁止措置を取るのに対して、URSはレジストリでの現状変更禁止措置を採用する。このため、UDRPで問題となっていた、提訴から現状変更禁止となる短時間内のレジストラ変更による逃亡(いわゆる“Cyber flight”)が、URSでは不可能となっている。

削除: 一

この点はURSのメリットであるが、JP-DRPでは元々現状変更禁止措置がレジストリで取られており、この観点からはJP-DRP改良の余地はない。

削除: においては

削除: は

UDRPにはないURSのもう一つの特徴として異議申立の仕組みがあるが、これに関しては、URSが未だ計画段階であること、ICANNとしてもURS導入から一年後に評価を行うとしていること、URS導入についてのWIPOの動静も明確でないことから、現段階でURSのJPドメイン名への適用の結論を出すのは時期尚早であるとの結論に達した。

削除: 異義

(4) Post-Delegation Dispute Resolution Procedure (PDDRP)とは、不正な行為を組織的に行うレジストリに対し、商標権保有者が当該レジストリを訴えるための仕組みである。

本来、レジストリが適正な運用を継続的に行っているかという点について、公的機関が監督・是正していくことが望ましいが、ICANNにおいて多数の新gTLDが承認され稼働してゆく過程では、複数の不良レジストリが出現するおそれがあり、また、現状、既にレジストリが多数存在することから、監督・是正の目を無限大に広げる必要性が生じてしまうため、商標権保有者各人がレジストリを監督し、是正することを可能とする手段として設けられたのがPDDRPである。他方、日本においては、JPドメイン名を登録管理するレジストリは株式会社日本レジストリサービス(JPRS)のみであり、監視監督の手段を商標権保有者各人に広げる必要性がなく、PDDRPを導入する前提を欠く。したがって、一個しかない「.jp」のレジストリのためにPDDRPを制度化することを検討する必要性は乏しいと考えられる。

コメント [k1]: 公的機関というと、国家機関も想定されてしまうが、このような内容でよかったか?

削除: そのための PDDRPであると
考えられるが

(5) Thick whois(レジストリ集中型whois)の採用

従来のICANN gTLDでは、Thick whois、Thin whois(レジストラ分散型whois)が混在していたが、今後の新gTLD募集ではThick whoisが義務付けられる。

しかしながら .jp は元々 Thick whois なので、この事項は検討の対象外である。